

阿久比町民間木造住宅除却費補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、地震発生時における木造住宅の倒壊等による被害の軽減を図るため、旧基準木造住宅の所有者が行う除却工事に要する費用について、予算の範囲内において補助金を交付することにより、震災に強いまちづくりを促進することを目的とし、その交付に関しては、阿久比町補助金等交付規則（昭和53年阿久比町規則第13号）の定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 旧基準木造住宅 次の要件をすべて満たすものをいう。

ア 阿久比町内にある自己所有の木造住宅（在来軸組構法及び伝統構法の戸建て、長屋、併用住宅及び共同住宅に限る。）であること。ただし、国、地方公共団体その他公の機関が所有するものを除くものとする。

イ 店舗等の用途を兼ねるものにあつては、店舗等の用に供する部分の床面積が延べ床面積の2分の1未満のものであること。

ウ 昭和56年5月31日以前に着工されたものであること。

エ 階数は2階建て以下のものであること。

(2) 木造住宅耐震診断 次のいずれかに該当するものをいう。

ア 阿久比町が実施した無料耐震診断

イ 一般財団法人愛知県建築住宅センターが実施した耐震診断

(3) 判定値 次のいずれかに該当するものをいう。

ア 改訂愛知県木造住宅耐震診断マニュアルによる判定値

イ 一般財団法人日本建築防災協会による「木造住宅の耐震診断と補強方法」の一般診断法又は精密診断法による評点

(4) 除却工事 地震による倒壊等の被害の防止を目的として行う旧基準木造住宅の部分を含む1戸全てを除却する工事をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、次の各号のすべてを満たす者とする。

- (1) 木造住宅耐震診断を実施した旧基準木造住宅を所有する者であること。
- (2) 町における税を滞納していない者であること。
- (3) 阿久比町暴力団排除条例（平成25年阿久比町条例第20号）第2条第1号に規定する暴力団員でないこと。

（補助対象建築物）

第4条 補助対象建築物は、次の各号のいずれにも該当する旧基準木造住宅とする。

- (1) 木造住宅耐震診断の結果、判定値が1.0未満又は得点が80点未満と診断されたもの
- (2) 阿久比町民間木造住宅耐震改修費補助金又はその他の補助制度に基づく補助金の交付を受けていないもの

（補助対象工事）

第5条 補助対象工事は、前条に規定する補助対象建築物を解体、運搬及び処分する除却工事とする。ただし、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、適正な分別解体、再資源化等を実施するものに限る。

（補助金の額）

第6条 補助金の額は、前条に規定する工事に要する一切の費用とする。

- 2 補助金の交付限度額は、前項に規定する対象経費の額又は20万円のいずれか少ない額とする。ただし、その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

（補助金の交付申請）

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、除却工事に着手する前に、民間木造住宅除却費補助金交付申請書（様式第1）に、次に掲げる関係書類を添付して町長に提出しなければならない。

- (1) 民間木造住宅除却費補助事業計画書（様式第2）
- (2) 木造住宅耐震診断結果報告書等の写し（第2条第2号によるものに限る。）
- (3) 案内図及び平面図

- (4) 除却工事費の見積書（除却工事施工業者の記名のあるもの）
- (5) 対象建築物の写真
- (6) 町における税の滞納がないことを証明するもの
- (7) その他町長が必要と認める書類

2 前項第6号に規定する町における税の滞納がないことを証明するものについては、申請者が町職員による町税の納付状況の確認について同意する場合は、町税納付状況確認同意書（様式第3）をもってこれに代えることができるものとする。

（補助金の交付決定）

第8条 町長は、前条の規定による申請を審査し、適当と認めたときは、補助金の交付を決定し、民間木造住宅除却費補助金交付決定通知書（様式第4）により申請者に通知するものとする。

2 町長は、前項の規定により補助金の交付決定を通知する場合において、必要がある場合は、当該補助金の交付について条件を付することができる。

（補助事業の変更）

第9条 前条による交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、前条の通知書を受けた後、申請内容を変更しようとするときは、速やかに民間木造住宅除却費補助金変更承認申請書（様式第5）に第7条各号に掲げる書類のうち計画変更に係るものを添付して町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の規定による申請を審査し、適当と認めたときは、民間木造住宅除却費補助金変更承認通知書（様式第6）により交付決定者に通知するものとする。

（補助事業の中止）

第10条 交付決定者は、除却工事を中止しようとするときは、次条に規定する完了実績報告書を提出するまでに、民間木造住宅除却工事中止届（様式第7）を町長に提出しなければならない。

（完了実績報告）

第11条 交付決定者は、除却工事が完了したときは、当該工事の完了の日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付決定があった日の属する年度の2月末日のいずれか早い日までに、民間木造住宅除却工事完了実績報告

書（様式第8）に、次に掲げる関係書類を添付して町長に提出しなければならない。

- (1) 契約書の写し
- (2) 請求書及び領収書の写し（除却工事施工業者の発行したもの）
- (3) 工事着手前、工事施工状況、工事完了後の写真
- (4) 産業廃棄物管理票（マニフェスト）A票の写し
- (5) その他町長が必要と認める書類

（補助金の額の確定）

第12条 町長は、前条の規定による完了実績報告書を受理し、適当と認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、民間木造住宅除却費補助金確定通知書（様式第9）により交付決定者に通知するものとする。

（補助金の請求及び交付）

第13条 前条による確定通知書を受けた者は、通知書を受けた日から起算して10日以内に民間木造住宅除却費補助金支払請求書（様式第10）を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の規定による請求書に基づき、申請者に補助金を交付するものとする。

（交付決定の取消し及び補助金の返還）

第14条 町長は、第8条及び第12条の規定による通知書を受けた者が、次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消し、既に交付した補助金の全部又は一部について期限を定めて返還を命ずることができる。

- (1) 虚偽の申請その他の不正の行為により、補助金の交付決定を受けたとき。
- (2) 補助金の交付決定内容及びこれに付した条件、その他法令又はこの要綱に違反したとき。
- (3) 第11条に定める期日までに、完了実績報告書が提出されなかったとき。
- (4) その他町長が不相当と認める事由が生じたとき。

（書類の保管）

第15条 申請者は、補助金の関係書類を整理し、補助金の交付を受けた年度終了後5年間保管しなければならない。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。ただし、第4条第2号については、平成30年5月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の改正前の様式を用いて書類を作成する場合当該書類への押印を不要とする。ただし、改正後も押印欄がある様式を用いる場合はこの限りでない。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の改正前の様式を用いて書類を作成する場合当該書類への押印を不要とする。

様式第1（第7条関係）

年 月 日

阿久比町長 殿

住所

申請者

氏名

電話

民間木造住宅除却費補助金交付申請書

阿久比町民間木造住宅除却費補助金交付要綱第7条の規定により補助金の交付を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

記

- | | | |
|---|-------|-----------|
| 1 | 補助申請額 | _____円 |
| 2 | 工事の名称 | _____除却工事 |
| 3 | 工事場所 | 阿久比町_____ |
| 4 | 補助対象費 | _____円 |
| 5 | 事業工期 | 着手 年 月 日 |
| | (予定) | 完了 年 月 日 |

添付書類

- 1 民間木造住宅除却費補助事業計画書（様式第2）
- 2 木造住宅耐震診断結果報告書等の写し
- 3 案内図及び平面図
- 4 除却工事費の見積書（除却工事施工業者の記名のあるもの）
- 5 対象建築物の写真
- 6 町における税の滞納がないことを証明するもの（町税の納税証明書）
- 7 その他町長が必要と認める書類

様式第2（第7条関係）

民間木造住宅除却費補助事業計画書

申請者			
工事場所	阿久比町		
用途・形態 (該当するものを○で囲む)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 戸建て住宅 ・ 併用住宅 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 長屋 ・ 共同住宅（アパート） 	【住宅戸数： 戸】
床面積	床面積： m ² （1階： m ² 、2階： m ² ） （住宅以外の用途の床面積： m ² ）		
建築時期	明治・大正・昭和 年 月 日 昭和56年6月1日以降の増築： 有 ・ 無		
耐震診断 の実施	実施機関： ・ 町の無料耐震診断 ・ (一財)愛知県建築住宅センター 実施時期： 年度		
上記の評点	1階 X方向 _____ Y方向 _____ 2階 X方向 _____ Y方向 _____		
除却工事 施工業者	業者名： ----- 所在地：		
事業工期 (予定)	着手 年 月 日 完了 年 月 日		
補助対象費 (木造住宅除却工事費)	対象外工事費 (その他の工事費)	全体工事費見積額	
円	円	円	

記入上の留意事項

※ 見積書（除却工事とその他の部分を分けたもので、除却工事施工業者の記名のあるものに限る。）を添付してください。

※ 木造住宅除却工事費は、見積書の工事額と整合を図ってください。

様式第3（第7条関係）

年 月 日

阿久比町長 殿

住所
申請者
氏名

町税納付状況確認同意書

阿久比町民間木造住宅除却費補助金交付に係る審査を行うため、町担当者が町税の納付状況について、調査することに同意します。

※ この同意書を提出されない場合には、町税の納税証明書等町における税の滞納がないことを証明するもの（手数料必要）を提出してください。

様式第4（第8条関係）

第 号
年 月 日

様

阿久比町長 印

民間木造住宅除却費補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった補助金については、下記のとおり交付することに決定したので、阿久比町民間木造住宅除却費補助金交付要綱第8条第1項の規定により通知します。

記

- 1 工事の名称 _____ 除却工事
- 2 交付決定額 _____ 円
- 3 交付の条件

様式第5（第9条関係）

年 月 日

阿久比町長 殿

住所

申請者

氏名

民間木造住宅除却費補助金変更承認申請書

年 月 日付け 第 号により補助金交付決定通知を受けた木造住宅除却工事の内容を、下記のとおり変更したいので、阿久比町民間木造住宅除却費補助金交付要綱第9条第1項の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

- 1 変更申請額 _____円
- 2 工事の名称 _____除却工事
- 3 変更の理由

様式第6（第9条関係）

第 号
年 月 日

様

阿久比町長 印

民間木造住宅除却費補助金変更承認通知書

年 月 日付けで申請のあった木造住宅除却工事の変更については、阿久比町民間木造住宅耐震改修費補助金交付要綱第9条第2項の規定により、下記のとおり補助金の交付決定額を変更したので通知します。

記

- 1 工事の名称 _____ 除却工事
- 2 変更後の交付決定額 _____ 円
- 3 その他

様式第7（第10条関係）

年 月 日

阿久比町長 殿

住所

申請者

氏名

民間木造住宅除却工事中止届

年 月 日付け 第 号により補助金交付決定通知
を受けた木造住宅除却工事の計画を、下記のとおり中止したいので、阿久比町
民間木造住宅除却費補助金交付要綱第10条の規定により申請します。

記

1 工事の名称 _____ 除却工事

2 中止の理由

様式第8（第11条関係）

年 月 日

阿久比町長 殿

住所

申請者

氏名

民間木造住宅除却工事完了実績報告書

年 月 日付け 第 号により補助金交付決定の通知を受けた木造住宅除却工事が下記のとおり完了したので、阿久比町民間木造住宅除却費補助金交付要綱第11条の規定により、関係書類を添えて報告します。

記

1 工事の名称 _____ 除却工事

2 完了年月日 年 月 日

添付書類

- 1 契約書の写し
- 2 請求書及び領収書の写し（除却工事施工業者の発行したもの）
- 3 工事着手前、工事施工状況、工事完了後の写真
- 4 産業廃棄物管理票（マニフェスト）A票の写し
- 5 その他町長が必要と認める書類

様式第9（第12条関係）

第 号
年 月 日

様

阿久比町長 印

民間木造住宅除却費補助金確定通知書

年 月 日付けで実績報告のあった補助金については、下記のとおり確定したので、阿久比町民間木造住宅除却費補助金交付要綱第12条の規定により通知します。

記

1 工事の名称 _____ 除却工事

2 確定補助額 _____ 円

様式第10（第13条関係）

年 月 日

阿久比町長 殿

住所

申請者

氏名

民間木造住宅除却費補助金支払請求書

阿久比町民間木造住宅除却費補助金交付要綱第13条の規定に基づき、下記のとおり補助金を請求します。

記

- 1 請求金額 _____円
2 工事の名称 _____除却工事

振 込 先	金融機関名	銀行 本店 信用金庫 支店 農協 支所
	預金の種類	普通 当座 (該当を○で囲む)
	口座番号	
	フリガナ	
	口座名義人	

ゆうちょ銀行

金融機関コード	店名	預金種目	口座番号
9 9 0 0			
フリガナ			
口座名義人			